協議第３０号

人権対策関係事業について

人権対策関係事業について、次のとおり提案する。

平成１５年９月２５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

人権対策関係事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

NO.1

協定項目番号	19･7	協定項目名	人権対策関係事業

調 整 方 針	1．人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事業を推進する。 人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議会と連携を図りながら、新市においても積極的に推進する。 2．男女共同参画については、これまでの取り組みを踏まえ、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参画社会の早期実現をめざす。

	1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
人権対策	【人権条例】 八日市市人権尊重のまちづくり条例 (平成12年10月1日) 目的 あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての人々の人権を尊重する明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。	【人権条例】 永源寺町人権擁護条例 (平成9年12月24日) 目的 町民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、差別のない地域社会の実現と、すべての人がやすらぎを感じるまちづくりに寄与することを目的とする。	【人権条例】 五個荘町人権擁護条例 (平成9年3月26日) 目的 町民が日常生活のなかで人権を相互に認め合い、あらゆる差別のない、人権を尊重するまちの実現に寄与することを目的とする。	【人権条例】 愛東町人権擁護のまち条例 (平成9年6月20日) 目的 すべての国民が日本国憲法および世界人権宣言の理念に基づき、基本的人権を享有し法の下に平等を保障されているにもかかわらず、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめあらゆる差別により、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加による平和で明るく住みよい「愛の田園愛東町」の実現に寄与することを目的とする。	【人権条例】 湖東町人権擁護に関する条例 (平成9年10月1日) 目的 町内に暮らすすべての者の人権擁護と人権意識の高揚を図り、あらゆる差別のない明るいまちの実現に寄与することを目的とする。	**新市発足後すみやかに人権条例を制定する。**
	(諮問機関) 八日市市人権尊重審議会 平成12年10月1日設立 委員 17名以内	(諮問機関) 該当なし	(諮問機関) 該当なし	(諮問機関) 愛東町人権擁護審議会 平成10年1月27日設立 委員 20名以内	(諮問機関) 湖東町人権擁護審議会 平成15年4月1日設立 委員 15名以内	**新市においても新条例に基づいて、審議会を設置する。**
	(基本計画) 八日市市人権施策基本計画	(基本計画) 該当なし	(基本計画) 該当なし	(基本計画) 愛東町人権･同和行政基本計画	(基本計画) 該当なし (平成15年度に基本計画を策定予定)	**新市においても新条例に基づいて、基本計画を策定する。**
	(推進体制) 八日市市人権施策基本計画に基づき推進	(推進体制) 永源寺町人権擁護条例に基づき推進	(推進体制) 五個荘町人権擁護条例に基づき推進	(推進体制) 愛東町人権･同和行政基本計画に基づき推進	(推進体制) 湖東町人権擁護に関する条例に基づき推進	**新市においても新条例に基づいて、推進体制を整備する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

NO.2

協定項目番号	19･7	協定項目名	人権対策関係事業

	1市4町の現況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
人権対策	【人権教育推進協議会】 八日市市人権のまちづくり協議会 組織 会長 1名 副会長 3名 常任委員 若干名 会計監事 2名 会計 1名 次の代議員で組織 地区人権のまちづくり協議会8名 市議会2名 各種団体等108名 地区人権のまちづくり協議会 市内8地区ごとに市協議会 に準じた形で組織 人権のまちづくり推進員 306名	【人権教育推進協議会】 永源寺町同和教育推進協議会 組織 会長 1名 副会長 1名 会計監事 2名 総務委員会 27名 部会長 6名 推進員 225名	【人権教育推進協議会】 五個荘町人権･同和教育推進協議会 組織 会長 1名 副会長 1名 会計監事 2名 人権教育研究委員 23名 部会長 6名 推進員 116名	【人権教育推進協議会】 愛東町同和教育推進協議会 組織 会長 1名 副会長 2名 会計 1名 会計監事 2名 顧問 1名 総務委員会 19名 部会長 6名 啓発協力員 5名 推進員 119名	【人権教育推進協議会】 湖東町同和教育推進協議会 組織 会長 1名 副会長 2名 部会長 6名 運営委員 42名 推進員 411名	**合併時に統合する。** **組織は、八日市市の例を基本に調整する。** **新市における地区自治連合会の区域に、それぞれ地区協議会を設置する。**
	【人権教育推進員】 八日市市人権のまちづくり推進員 各自治会 原則2名(男女各1名)	【人権教育推進員】 永源寺町社会同和教育推進員 各字 1名または2名	【人権教育推進員】 五個荘町住みよいまちづくり推進員 各字 2名(男女各1名)	【人権教育推進員】 愛東町社会同和教育推進員 各字 1名または2名	【人権教育推進員】 湖東町同和教育推進員 各字 1名	**各自治会に原則2名(男女各1名)の推進員を置く。**
	【人権教育事業】 人権教育リーダー研修 「人権のまちづくり講座」 6回講座 市民のつどい 「差別のない明るいまちづくり市民のつどい」 青年集会･女性集会 「人権尊重と部落解放をめざす青年集会」 「部落解放をめざす女性のつどい」 人権学習会 「100～200人集会」 地区公民館単位(8地区)で実施。 各地区ミニ講座 地区公民館単位(8地区)で2～3回実施 字･町別懇談会 町別懇談会 全自治会対象	【人権教育事業】 人権教育リーダー研修 「同和教育リーダー養成講座」 4回講座 町民のつどい 「住みよいまちづくり町民のつどい」 青年集会･女性集会 「人権を考える青年のつどい」 「人権を考える女性のつどい」 人権学習会 該当なし 各地区ミニ講座 該当なし 字･町別懇談会 住みよいまちづくり人権学習地区別懇談会 32地区に区分	【人権教育事業】 人権教育リーダー研修 「人権･同和教育リーダー研修講座」 7回講座 町民のつどい 「命･愛･人権のつどい」 青年集会･女性集会 「人権を考える青年･女性のつどい」 人権学習会 該当なし 各地区ミニ講座 該当なし 字･町別懇談会 字別懇談会 全集落対象	【人権教育事業】 人権教育リーダー研修 「愛のまち人権講座」 7回講座 町民のつどい 「人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい」 青年集会･女性集会 「部落解放をめざす青年･女性のつどい」 人権学習会 「町民人権･同和問題研修会」 各地区ミニ講座 該当なし 字･町別懇談会 人権教育組別懇談会 5～6集落対象の組単位 人権啓発集落事業 モデル集落 2区 年5回以上 その他 21区 年2回以上	【人権教育事業】 人権教育リーダー研修 「人権リーダー養成講座」 3回講座 町民のつどい 「人権を学ぶ町民のつどい」 青年集会･女性集会 「人権を考える湖東町青年のつどい」 「人権を考える湖東町女性のつどい」 人権学習会 「町民人権問題研修講座」 各地区ミニ講座 該当なし 字･町別懇談会 字別･組別懇談会 全集落対象の組単位 共同地区懇談会 1集落選定 住民代表15名で構成 準備会1回 懇談会5回以上	**人権教育リーダー研修、市民(町民)のつどい、青年集会･女性集会については、新市において引き続き実施する。** **人権学習会については、新市における地区自治連合会の区域で実施する。** **各地区ミニ講座については、八日市市の例を基本に新市における地区自治連合会の区域で実施する。** **組別懇談会は廃止し、自治会毎に懇談会を実施する。** **愛東町の人権啓発集落事業を基本に、新市においてモデル自治会を選定し、人権啓発を推進する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

NO.3

協定項目番号	19･7	協定項目名	人権対策関係事業

	1市4町の現況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
人権対策	**【人権啓発事業】** 人権啓発作品募集 ポスター･標語･詩･作文募集 啓発冊子 「明るい社会をみんなの手で」 年1回発行、全戸･企業へ配布 啓発紙 「明るい社会をみんなの手で」 年2回発行 全戸･企業へ配布	**【人権啓発事業】** 人権啓発作品募集 ポスター募集 啓発冊子 「あけぼの」 年1回発行、全戸配布 啓発紙 該当なし	**【人権啓発事業】** 人権啓発作品募集 ポスター･標語･作文募集 啓発冊子 「ふれあい」 年1回発行、全戸配布 啓発紙 「みんなの幸せを願って」 年3回発行 全戸配布	**【人権啓発事業】** 人権啓発作品募集(2～3年に1回) ポスター･標語募集 啓発冊子 「かけはし」 年1回発行、全戸配布 啓発紙 該当なし	**【人権啓発事業】** 人権啓発作品募集 ポスター･標語募集 啓発冊子 該当なし 啓発紙 該当なし	**人権啓発作品募集、啓発冊子･啓発紙の配布については、新市において引き続き実施する。**
	【同和対策事業に係る個人施策】 固定資産税(家屋)軽減事業 就学奨励金償還業務 小規模企業者経営安定資金利子補給 (県同和対策産業振興基金) 小企業者小口簡易資金利子補給 小企業等経営改善資金利子補給 同和地区産業振興資金利子補給 住宅資金利子補給 住宅資金利子補給(平田駅前宅地造成) 住宅新築資金等貸付金償還業務 持家住宅建設資金貸付償還業務 市営住宅(特定目的住宅)負担調整事業 改良住宅譲渡事業 下水道事業受益者負担金減免事業 水洗化促進補助事業 御園町産業対策用地分譲事業償還業務 同和地区老人福祉医療費助成事業 同和地区重度心身障害者福祉医療費助成事業 同和地区重度心身障害者老人福祉費助成事業 同和地区結婚資金貸付及び基金	**【同和対策事業に係る個人施策】** 該当なし	**【同和対策事業に係る個人施策】** 該当なし	**【同和対策事業に係る個人施策】** 固定資産税減免措置 就学奨励資金給付事業 生活安定資金貸付事業 同和地区老人福祉医療費助成事業 同和地区重度心身障害者福祉助成事業 同和地区重度心身障害者老人福祉費助成事業 同和地区出産助成金補助事業 改良住宅譲渡事業	**【同和対策事業に係る個人施策】** 該当なし	**新市発足までに既存の施策について、地域や個人の自助努力の精神を育む方向性で、均衡を保てるように調整する。**
	【地域総合センター】 アミティーあかね 小脇町宮会館 小脇町宮教育集会所 平田駅前教育集会所 高屋集会所	**【地域総合センター】** 該当なし	**【地域総合センター】** 該当なし	**【地域総合センター】** 愛東町教育集会所　梅林会館 愛東町人権啓発センター	**【地域総合センター】** 該当なし	**現行のとおり新市に引き継ぐ。**
	【人権･民事･外国人相談事業】 人権相談 女性の人権相談 登記相談 行政相談 法律相談 心配ごと相談 市民相談 外国人相談	**【人権･民事･外国人相談事業】** 人権相談 一般法律相談 行政相談	**【人権･民事･外国人相談事業】** 人権相談 法律相談 行政相談 よろず相談 心配ごと相談 教育相談	**【人権･民事･外国人相談事業】** 人権･民事相談 女性のこころの相談 行政相談 心配ごと相談	**【人権･民事･外国人相談事業】** 人権相談 女性のこころの相談 行政相談 心配ごと相談	**八日市市の例を基本に、新市において相談事業を実施する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

NO.4

協定項目番号	19-7	協定項目名	人権対策関係事業

男女共同参画

1市4町の現況

八日市市

【計画の策定状況】

(名称)
八日市市新男女共同参画推進計画
「響 Ⅱ」

平成13年3月策定

(期間)
計画期間　平成13年4月～平成22年3月

【行政委員や審議会委員等への参画】

(目標)
各委員会等の女性委員ゼロの解消
男女いずれか一方30%以上の参画

目標年度　平成22年

(女性参画状況)

	委員数	内女性	構成比
議会	20	1	5.0%
委員会委員	44	4	9.1%
附属機関	272	73	26.8%

【男女共同参画推進体制】

(諮問機関)
八日市市男女共同参画懇話会
平成4年10月設置
委員15名以内

(連携団体)
八日市市女性団体連絡協議会
平成7年4月設立
構成団体　16団体(平成15年度)

(男女共同参画アドバイザー)
該当なし

永源寺町

【計画の策定状況】

該当なし

【行政委員や審議会委員等への参画】

(目標)
未定

(女性参画状況)

	委員数	内女性	構成比
議会	12	1	8.3%
委員会委員	39	2	5.1%
附属機関	159	35	22.0%

【男女共同参画推進体制】

(諮問機関)
該当なし

(連携団体)
該当なし

(男女共同参画アドバイザー)
該当なし

五個荘町

【計画の策定状況】

(名称)
五個荘町男女共同参画計画
「奏でようハーモニー」

平成15年3月策定

(期間)
計画期間　平成15年4月～平成25年3月

【行政委員や審議会委員等への参画】

(目標)
各委員会等の女性委員ゼロの解消
女性委員の30%以上の参画

目標年度　平成19年

(女性参画状況)

	委員数	内女性	構成比
議会	12	0	0.0%
委員会委員	37	1	2.7%
附属機関	235	50	21.3%

【男女共同参画推進体制】

(諮問機関)
五個荘町男女共同参画懇話会
平成13年7月設置
委員15名以内

(連携団体)
該当なし

(男女共同参画アドバイザー)
該当なし

愛東町

【計画の策定状況】

該当なし

【行政委員や審議会委員等への参画】

(目標)
未定

(女性参画状況)

	委員数	内女性	構成比
議会	12	0	0.0%
委員会委員	29	2	6.9%
附属機関	149	30	20.1%

【男女共同参画推進体制】

(諮問機関)
該当なし

(連携団体)
該当なし

(男女共同参画アドバイザー)
該当なし

湖東町

【計画の策定状況】

該当なし

(参考)
湖東町男女共同参画社会づくり懇話会による提言集「21世紀の扉を開ける前に～女（ひと）と男（ひと）がともに輝くまちづくりをめざして～」
提言時期：平成10年3月

【行政委員や審議会委員等への参画】

(目標)
各委員会等の女性委員ゼロの解消
女性委員の30%以上の参画

目標年度　平成19年

(女性参画状況)

	委員数	内女性	構成比
議会	14	0	0.0%
委員会委員	39	4	10.3%
附属機関	211	68	32.2%

【男女共同参画推進体制】

(諮問機関)
該当なし

(連携団体)
該当なし

(男女共同参画アドバイザー)
※制度あり

調整の具体的な内容

男女共同参画計画については、新市においてすみやかに策定する。ただし、策定までの間は、各市町の現在の計画等を尊重し、男女共同参画事業を実施する。

新市における行政委員や審議会委員等への参画は、女性委員ゼロの解消を進め、男女共に30%以上を目標とする。

新市においてすみやかに諮問機関を設置し、推進体制を整備する。

※男女共同参画を推進するため、専門的知識及び経験を有する人材を任用する制度

資　料　1

協　議　事　項	人権対策関係事業	協定項目No.	19－7

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	(人権対策関係) ○同和対策の取扱いについては、合併時に調整する。 (男女共同参画関係) ○該当なし
さいたま市	新設	浦和市 大宮市 与野市	(人権対策関係) ○該当なし (男女共同参画関係) ○女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 ○女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り進めるものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	(人権対策関係) 基本的人権の尊重は新市のまちづくりの根幹をなすものであり、現行制度や関係法令との整合を図りつつ、事務事業の一元化を基本として次のとおり調整するものとします。 ○人権対策事業推進体制については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、現行のとおり新市に引き継き、新市において条例･要綱の整備など必要な調整を行い計画的に実施します。 ○同和対策事業については、各地域の取り組みの実情を考慮しながら、廃止するもの、新市に引き継ぐもの等に区分して調整します。 (人権教育関係) ○人権教育･啓発については、新市において引き続き推進し、各種事業については現行どおり新市に引き継ぎます。 ○推進協議会については、新市においても継続設置し、名称及び組織の構成については現行の実情を尊重しながら新市において調整します。 ○地域総合センターの各種事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組みます。 (男女共同参画関係) ○男女共同参画社会の推進については、現行のとおり新市に引き継ぎ新市において行動計画を策定し積極的に実施します。